

第二次計画策定にあたっての御意見

千葉県再犯防止推進連絡協議会 報告資料

| No. | 団体 | 委員名 | 御意見 |
|-----|------------|------|---|
| 1 | 千葉県保護司会連合会 | 戸松委員 | <p>保護観察所や関係する機関・団体との連携により、生活環境調整、保護観察処遇を円滑に、充実して進めていくことが再犯防止に寄与するものだと考えている。</p> <p>そのために、対象者やその家族、引受人等への各種の支援を効果的に進めていく必要性を感じている。</p> <p>住居や就労及び就学の確保、社会保険手続、福祉の援助・支援、必要な医療支援など、抱えている課題に応じて、複合的、重層的に行政や民間からの支援を講ずることが必要な対象者も少なくない。</p> <p>対象者や引受人との面接を中心として信頼関係を築いていくことは、更生保護の中心的な課題であるが、改善更生や再犯の防止を推進していくためには、他分野との連携と協働をもう一步進めて、効果的な支援体制を整えていく必要性を感じている。</p> <p>県庁内のそれぞれの所管部局を総合的に連絡調整する部署、地方検察庁、矯正施設、保護観察所等の法務機関、中核地域生活支援センター等のネットワークを活用した支援団体等が、必要な事案ごとに臨機に相談協議、連携協働ができる仕組みが必要だと思われる。</p> <p>現在においても、必要な事案ごとに、効果的な連携が図られている場面も多くあるのかもしれないが、関係機関・団体等の今後一層の効果的な連携協働を図るべく、課題解決に向けた、具体的な仕組み作りを推し進めることが重要だと考えている。</p> |
| 2 | 千葉県医師会 | 細井委員 | <p>前回の会議で医療に対するご意見をいただきましたので改めて回答します。</p> <p>出所後の受診について かかりつけ医がある場合は、事前に相談してそちらを受診してください。 施設内で診療行為が行われた場合、内容について診療情報提供書を作成し、受診相談をしてください。 支払いが困難な場合は無料定額診療事業を行っている医療機関を受診してください。</p> <p>精神科病院への入院について 精神科への入院は本人の同意に基づく任意入院、入院治療が必要な精神症状があるが、本人に同意能力が欠如していて理解・同意が得られない場合は、家族の同意による医療保護入院があります。同意者は後見人、家族等不在の場合は市長村長が同意者になります。出所時に入院が必要な場合について、同意者が必要になることがあります。2024年の改正精神保健福祉法の施行により、医療保護入院について入院の期間が設けられています。長期入院はできなくなりました。</p> <p>性犯罪や依存症を背景とした犯罪について 2025年6月より拘禁刑が施行されていますが、薬物犯罪をした人や、ギャンブル依存が原因となって犯罪行為をした人に対しては、薬物依存やギャンブル依存からの脱却を促す更生プログラムが実施される予定であると聞いています。性犯罪者やクレプトマニア（窃盗症）などへの更生プログラムについても実施していただければと思います。</p> |

| No. | 団体 | 委員名 | 御意見 |
|-----|-----------------|------|--|
| 3 | 千葉県弁護士会 | 村山委員 | <p>以下の事項を計画に盛り込んでいただきたい。</p> <p>1 千葉県の現状や課題を共有するだけでなく、それらを踏まえ、再犯防止を推進する仕組みの検討を行う場を設けていただきたい。（現在の協議会は、単に協議会に属する各機関からの報告会・発表会になってしまっている。）</p> <p>2 千葉県では、精神保健福祉センターにおいてアルコール、薬物、ギャンブルの依存問題について相談窓口を設け、当事者向け治療回復プログラムについては薬物依存症のみ設置している。しかし、令和5年における刑法犯検挙人員は、窃盗が全体の46.7%と突出した件数となっていることに鑑み、千葉県では「窃盗」の依存問題に関する相談窓口やプログラムの設置をしていただきたい。</p> <p>また、性犯罪は、窃盗や薬物事犯に比べ、再犯率が高いわけではないとしても、性犯罪は、被害者の心身に回復困難な被害を生じさせるといった点において他の犯罪と性質の異なるものであり、同様に「性犯罪」の依存問題に関する相談窓口やプログラムの設置もしていただきたい。</p> <p>3 社会復帰支援に関連する行政サービスが市町村によりばらばらであるということに、矯正・更生保護官署や地域生活定着支援センター等の関連機関が苦勞されていると耳にしたことがあるため、行政サービスについて標準化を図るべく千葉県から各市町村にお達ししたり、協力を求める等するとよいのではないかと。</p> |
| 4 | 千葉県地域生活定着支援センター | 岸委員 | <p>少年院からの依頼が増えている。みな発達障害、知的障害の子どもたちである。育てにくい子どもであるためほとんどが親からの虐待・ネグレクトケースである。18歳から利用できる大人の障害福祉サービスを使うためには児童相談所の関与が必要である。児童相談所が地域で関わっていた子供であっても、ひとたび事件を起こすと児童相談所は手を引き、保護観察所の範疇だという認識になっているようだ。少年院から地域にもどってくる子どもの支援にも児童相談所にしっかりと関与してほしい。また定着支援センターの対象者にならない障害なしの少年で帰る宛てのない子どもの場合は、生活保護以外に使える福祉サービスはなく、自分で住み込み就労先などを頼るしかなく、より厳しい現実が待っている。</p> <p>本会議の委員として児童相談所の参加を求めたい。（別紙資料あり）</p> |
| 5 | 千葉保護観察所 | 田中委員 | <p>1 現在、18市にとどまっている地方再犯防止推進計画の策定が、全ての基礎自治体でなされるよう、千葉県においては当庁と連携して引き続き必要な働き掛けなどをしていただきたいこと。</p> <p>2 保護司の適任者及び更生保護ボランティアの確保のため、県職員を対象とした更生保護や保護司等に係る研修の機会を設けることや、保護司活動に従事する現役の県職員がボランティア休暇や職務専念義務免除が得られるようにしていただきたいこと。</p> <p>3 更生保護ボランティアの社会的プレゼンスを高めるため、千葉県が保有する広報媒体において活動の紹介を定期的にしていただきたいこと。</p> <p>4 就労支援等再犯防止対策において得られたノウハウについて、千葉県が所管する近接分野の活動等にも活用いただくことを検討いただきたいこと。</p> <p>5 「千葉県中核地域生活支援センター」における「犯罪をした人等の社会復帰に向けた包括的支援体制」は、関東矯正管区の依頼を基本としているところ、千葉県内には同管区から送り出される者以外にも福祉の相談支援や調整が必要な者が相当数いることが想定されることや、当庁が生活指導や居住調整等で関与した方がより重層的な支援となることから、これらの者も含めたスキームを構築していただきたいこと。</p> |
| 6 | 千葉県帰性会 | 関口委員 | <p>この度、千葉県帰性会の施設が全面改築され、去る6月24日に落成式が執り行われました。本格的な事業再開に向けて動き出しております。</p> <p>今後とも、皆様のご支援とご協力を、宜しくお願い申し上げます。</p> |

次期計画策定にあたっての御意見

庁内

| No. | 団体 | 委員名 | 御意見 |
|-----|---------------------|-----|---|
| | 教育庁 教育振興部 保健体育課 保健班 | | <p>当課の薬物乱用防止教育の推進は、薬物依存を有する人への支援等ではなく、児童生徒の薬物乱用を防ぐことを目的とした取組みです。ついては、計画おける当課取組み（No.123及び124）の項目分類を、下記のとおり修正願います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>V 2（3）② 薬物依存を有する人への支援等 ↓ V 2（4）① 児童生徒の非行の未然防止等</p> |